

令和元年第3回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和元年9月2日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
13番 森本 節弘	14番 江澤 信明
15番 檜原 賢二	16番 木村 松雄
17番 阿部 雅志	18番 出口 治男
19番 原田 定信	20番 三浦 三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
---------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
副市長 木具 恵	教育長 坂東 英司
企画総務部長 安丸 学	市民部長 三浦 康雄
健康福祉部長 野崎 圭二	産業経済部長 阿部 芳郎
建設部長 川野 一郎	教育部長 矢田 正和
会計管理者 藤川 靖人	企画総務部次長 坂東 孝一
企画総務部次長 岩野 竜文	市民部次長 阿部 仁子
健康福祉部次長 寺井 加代子	健康福祉部次長 大森 章司
産業経済部次長 岩佐 賢二	建設部次長 猪尾 正
教育部次長 森北 博文	教育部次長 高田 敬二
吉野支所長 石川 久	土成支所長 成谷 史代
阿波支所長 妹尾 浩子	水道課長 藤野 芳大

農業委員会事務局長 吉川和宏

財政課長 稲井誠司

監査事務局長 大木悠子

代表監査委員 上原正一

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 阿 部 守

事務局議事総務課長 笠 井 久美代

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 4 5 号 平成 3 0 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 4 6 号 平成 3 0 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 4 7 号 平成 3 0 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 4 9 号 平成 3 0 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 5 0 号 平成 3 0 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 5 1 号 平成 3 0 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 2 号 平成 3 0 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 5 3 号 平成 3 0 年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 5 4 号 令和元年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 4 議案第 5 5 号 令和元年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 5 議案第 5 6 号 阿波市阿波支所の地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 5 7 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第 1 7 議案第 5 8 号 阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の制定について
- 日程第 1 8 議案第 5 9 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 6 0 号 阿波市印鑑登録条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 6 1 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 6 2 号 阿波市体育施設条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 6 3 号 阿波市立学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 6 4 号 阿波市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 2 4 報告第 4 号 平成 3 0 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率につ
いて

午前10時00分 開会

○議長（森本節弘君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

○議会事務局長（阿部 守君） 開会に先立ちまして、6月11日に東京都で開催されました全国市議会議長会第95回定期総会において、全国市議会議長会産業経済委員としての功勞に対し、森本議長に贈呈されました感謝状の伝達を行いたいと思います。感謝状の伝達を松村副議長よりお願いをいたします。

森本議長、松村副議長、演壇の前までお越しく下さい。

感謝状、森本節弘議員。

○副議長（松村幸治君） 感謝状。阿波市、森本節弘殿。あなたは全国市議会議長会産業経済委員会委員として会務運営の重責にあたられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第95回定期総会にあたり、深甚な感謝の意を表します。令和元年6月11日、全国市議会議長会会長野尻哲雄。

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（阿部 守君） それでは席にお戻りください。

○議長（森本節弘君） ありがとうございます。

ただいまから令和元年第3回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、議長関係会議の報告を申し上げます。

6月11日、先ほどの全国市議会議長会産業経済委員会感謝状の伝達にもありまして、全国市議会議長会第95回定期総会が、東京国際フォーラムにおいて開催され、議長が出席いたしました。

また、8月1日に香川県東かがわ市において、第19回四国土砂防災ネットワーク議員連盟役員会及び定期総会が開催され、出席いたしました。活動報告や決算報告等の後、国土交通省の講師による砂防行政に関する最近の話題等、貴重な講演を拝聴いたしました。

次に、組合関係、その他についてご報告申し上げます。

組合関係といたしまして、8月19日に徳島中央広域連合議会臨時会、その他といたしまして、8月7日に四国横断線改良促進期成同盟会総会、8日に西条大橋沿線及び国道318号の改良促進期成会総会、11日にあわ阿波おどり2019、28日に第十堰対策促

進期成同盟会通常総会、30日に徳島県戦没者追悼式に出席いたしました。そのほかにも、各種会議等に出席しております。

次に、教育委員会から、平成30年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する報告書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、監査委員から、平成31年4月から令和元年7月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されています。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管しておりますので、ご高覧ください。

次に、受理いたしました陳情書等については、既に配付のとおりでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名について**

○議長（森本節弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番後藤修君、4番坂東重夫君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（森本節弘君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、8月26日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長のご報告を求めます。

江澤議会運営委員長。

○議会運営委員長（江澤信明君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果についてご報告を申し上げます。

令和元年第3回阿波市議会定例会の運営協議のため、8月26日午前10時から委員会

室において、正副議長及び委員 8 名、理事者側から市長、副市长、企画総務部長のほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日 9 月 2 日から 9 月 25 日までの 24 日間と決定いたしました。

議事日程については、既に配付してあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明、決算審査特別委員会設置を予定しております。

9 月 11 日の本会議は午前 10 時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定しており、9 月 12 日午前 10 時に開会し一般質問、9 月 13 日午前 10 時に開会し一般質問、その後、議案に対するの質疑、各委員会への付託を予定しております。

次に、9 月 17 日午前 9 時 30 分から決算審査特別委員会、9 月 18 日午前 10 時から総務常任委員会、9 月 19 日午前 10 時から産業建設常任委員会、9 月 24 日午前 10 時 30 分から文教厚生常任委員会を予定しております。

次に、9 月 25 日は午前 10 時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。

次に、一般質問、代表質問、質疑通告書の締め切りは、9 月 3 日の正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしく願いいたしまして、ご報告とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から 9 月 25 日までの 24 日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期を本日から 9 月 25 日までの 24 日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第 3 行政報告

○議長（森本節弘君） 日程第 3、行政報告を市長に求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 改めまして、おはようございます。

本日は、令和元年第 3 回阿波市議会定例会を招集しましたところ、森本議長、松村副議

長初め議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろは市行政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

先ほど、全国市議会議長会より感謝状の伝達を受けられました森本節弘議長におかれましては、全国市議会議長会産業経済委員としてのご功労に対しまして、心から敬意を表するとともにお祝いを申し上げる次第でございます。大変おめでとうございます。

それでは、開会に当たりまして、市政の重要課題等についてご報告を申し上げます。

初めに、9月5日、6日に、徳島市において、G20大阪サミットのサイド・イベントとして、消費者庁と徳島県の共催によるG20消費者政策国際会合が開催されることになっております。37の国及び機関が参加いたします。

この国際会合に先立ち、9月4日には徳島県主催の歓迎レセプションが行われ、このレセプションにおいて本市の認証品であります美～ナスが使われた料理が振る舞われます。世界各国に阿波市の認証品をアピールできるまたとない機会を得たところでございます。

次に、6月29日、阿波市障がい者スポーツ大会が吉野スポーツセンターで開催されました。

この大会は、障害を持つ方々の自立や社会参加の促進を目指しまして、毎年開催しているところでございまして、交流を広げる大切な大会となっております。障害を持つ方や高齢者まで、全ての人が地域社会で安心して暮らせるよう互いに尊敬し合い、助け合い、支え合うネットワークを構築してまいりたいと考えているところでございます。

次に、7月4日、市役所において、株式会社セブンイレブン・ジャパンと高齢者等の生活状況の見守りに関する協定の調印式を行いました。

店頭において高齢者等の異変に気づいた際に、市や関係機関に情報提供を行うものでございます。今後につきましても、高齢者等を地域全体で見守り、支え合う地域となるよう努めてまいります。

次に、7月5日、本市とトマトパーク徳島、徳島県、徳島大学を初めとする七団体で産官学連携による次世代型園芸実証事業の実施に関する協定を締結いたしました。

今後、各団体が持つそれぞれの強みを活用しまして、次代を担う人材の育成や超省力化、高品質化生産を可能にするスマート農業の推進に取り組んでまいります。

次に、7月の河川愛護月間に合わせまして、善入寺島中州を守る会と吉野川善入寺土地改良区が中心となりまして、阿波市が全国に誇る宝の島、善入寺島内の一斉清掃を7月7

日に行いました。

当日は、国土交通省の協力のもと、改良区の組合員、地元住民や市職員約250人で、島内道路沿いの雑草の刈り取りやごみ拾いなど清掃作業を行いました。引き続き、地域住民、市民団体と行政機関等による河川環境の保全、再生や河川愛護意識の醸成を積極的に推進してまいります。

次に、先月4日、令和元年自治会長会をアエルワホールで開催いたしました。

まず、自治会長会に先立ちまして、阿波市市民表彰式をとり行い、本市の発展、振興に寄与しご功績のありました皆様方に対し、表彰状を授与いたしました。

自治会長会では、行政報告に続きまして、「台風（大雨）に備える」と題して講演を行いまして、行政や防災・減災に関する理解を深めていただいたところでございます。また、自治会長の皆様方から市政に対しましていただいた貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。

次に、先月11日、今年で4回目となるあわ阿波おどり2019が、アエルワ横の円形広場におきまして、約2,000人が訪れ盛大に開催されました。

今年は、地元の阿波踊り連5連の皆様による華麗な演舞や、この日しか見られない合同演舞を披露していただいたほか、本市と連携協定を結ぶ徳島インディゴソックス球団の選手の皆様方にも飛び入り参加をしていただくなど、大いにイベントを盛り上げていただきました。

また、恒例となった餅投げや福投げなどを行いまして、夏の一大イベントとして地域の活性化や観光振興につながったものと考えております。

次に、先月17日、阿波市商工会青年部の主催による阿波市納涼祭が、市場総合福祉センター周辺で盛大に開催されました。

約2,500人の参加をいただきまして、本格的な打ち上げ花火大会に加えまして、地域特産品の販売や阿波高校ダンス部によるステージ・ショーなど多彩な催しを行い、大いににぎわいました。阿波市納涼祭は、商工会青年部が本市の商工業の発展や地域の活性化の一助となるよう毎年頑張ってくださいしております。今後も、本市を代表するイベントの一つとしてますます盛り上がりを見せ、本市の発展につながることに期待を寄せているところでございます。

次に、先月20日、交流防災拠点施設アエルワにおきまして、第1回（仮称）阿波スマートインターチェンジ地区協議会を開催いたしました。

スマートインターチェンジ設置に向けたこれまでの経緯を説明するとともに、実施計画案を審議し、承認をいただいたところでございます。

続きまして、国等に対する要望関係でございませう。

去る、7月29日からの2日間、四国治水期成同盟連合会、四国河川協議会の第1回要望活動といたしまして、国土交通省並びに県選出国會議員に対しまして、四国地方における治水事業の予算確保と一層の事業推進に向けて要望活動を行いました。

次に、8月20日に開催しました（仮称）阿波スマートインターチェンジ地区協議会において実施計画案が承認されたことから、翌8月21日からの2日間、国土交通省道路局長並びに関係部局、また県選出国會議員及び関連する國會議員に対しまして、阿波スマートインターチェンジ（仮称）の新規事業化に向けて、要望活動を行ったところでございませう。今後におきましても、機会あるたびに国等への要望活動を行ってまいりたいと考えております。

以上、報告申し上げまして、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

- 日程第 4 議案第 4 5 号 平成 3 0 年度阿波市一般會計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 4 6 号 平成 3 0 年度阿波市国民健康保険特別會計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 4 7 号 平成 3 0 年度阿波市介護保険特別會計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度阿波市後期高齢者医療特別會計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 4 9 号 平成 3 0 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別會計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 5 0 号 平成 3 0 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別會計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 5 1 号 平成 3 0 年度阿波市農業集落排水事業特別會計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 2 号 平成 3 0 年度阿波市御所財産区特別會計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 5 3 号 平成 3 0 年度阿波市水道事業會計決算認定について

- 日程第 1 3 議案第 5 4 号 令和元年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 4 議案第 5 5 号 令和元年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 1 5 議案第 5 6 号 阿波市阿波支所の地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 5 7 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 5 8 号 阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 5 9 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 6 0 号 阿波市印鑑登録条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 6 1 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 6 2 号 阿波市体育施設条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 6 3 号 阿波市立学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 6 4 号 阿波市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 2 4 報告第 4 号 平成 3 0 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（森本節弘君） 続きまして、日程第 4、議案第 4 5 号平成 3 0 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 2 4、報告第 4 号平成 3 0 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率についてまでの計 2 1 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 本日提案させていただいております令和元年第 3 回阿波市議会定例会への提出議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今定例会におきまして、決算認定 9 件、予算案件 2 件、条例案件 9 件、報告案件 1 件計 2 1 件について審議をお願いするものでございます。

最初に、議案第 4 5 号平成 3 0 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第 5 2 号平成 3 0 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 8 件に

つきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付しましたので、同条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第53号平成30年度阿波市水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付しましたので、同条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第54号令和元年度阿波市一般会計補正予算（第3号）につきましては、追加補正予算額7億5,810万円でございます。

主な事業といたしましては、阿波図書館及び土成中央認定こども園を省エネルギー改修するESCO事業や認定こども園整備事業、庁舎北側公園整備事業、市場テニスコート整備事業、市道の舗装工事などを中心とした道路新設改良費などでございます。

次に、議案第55号令和元年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、追加補正予算額6,446万9,000円でございます。

次に、議案第56号阿波市阿波支所の地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、主要地方道志度山川線拡幅のため地番が分筆されたことに伴いまして、関係条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第57号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、消費税法等の改正によりまして、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴いまして、関係条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第58号阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定及び議案第59号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、条例の制定及び関係条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第60号阿波市印鑑登録条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第61号阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第62号阿波市体育施設条例の一部改正及び議案第63号阿波市立学校施設

使用条例の一部改正につきましては、消費税法等の改正によりまして、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ及び使用区分を変更することに伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第64号阿波市水道事業給水条例の一部改正につきましては、消費税法等の改正によりまして、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ並びに水道法及び水道法施行令の改正に伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、報告第4号平成30年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付しましたので、報告をさせていただくものでございます。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げました。議案内容の詳細につきましてはこの後担当部長等より説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

藤川会計管理者。

○会計管理者（藤川靖人君） おはようございます。

ただいま市長からご提案申し上げました議案のうち、議案第45号平成30年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第52号平成30年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8議案につきまして補足説明をいたします。

資料としまして、お手元に配付しておりますA3の用紙、1枚物でございますが、表題に平成30年度阿波市一般会計歳入歳出決算表と記載してあるものをごらんください。決算表の上段の左から一般会計の歳入、右側に一般会計の歳出及び実質収支額などを記載しております。これによりまして、決算の概要をご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、説明中、表の中の収入済額、支出済額をそれぞれ決算額と読みかえさせていただきます。

それでは初めに、上段の表の左側、歳入の決算額は総額で205億3,064万4,924円であり、前年度と比較して、率にして3.3%、金額にして6億9,192万1,

549円の減額となっております。

続いて、右側の歳出の決算額は総額で198億1,430万2,515円であり、前年度と比較して、率にして3.1%、金額にして6億4,350万8,231円の減額となっております。

これにより、歳入歳出差し引き額は7億1,634万2,409円となっております。

また、平成31年度への繰越事業の主なものにつきましては、翌年度繰越額として歳出の表、2款総務費の旧阿波庁舎利活用事業、4款衛生費の上水道出資事業、7款商工費の金清自然公園整備事業、8款土木費の地方道整備事業、大野神団地改築事業など20事業で、総額が11億8,751万9,000円であり、このうち翌年度へ繰り越しすべき財源が1億9,556万2,000円となっております。

したがって、平成30年度における一般会計の実質収支額は、表の下に記載しておりますが、歳入歳出差し引き額7億1,634万2,409円から翌年度へ繰り越しすべき財源1億9,556万2,000円を差し引いた金額5億2,078万409円の黒字となっております。

続きまして、左側の歳入の主なものについて説明いたしますと、自主財源の根幹をなす1款市税につきましては、法人市民税、軽自動車税は増収したものの、個人市民税、固定資産税、たばこ税が減収したため、前年度と比較して、率で1.0%、金額にして3,639万1,982円減収の35億9,058万8,198円となっております。

次に、10款地方交付税につきましては、普通交付税の減少により、前年度と比較して、率で2.6%、金額で2億1,287万4,000円減収の80億5,949万6,000円となっております。

次に、14款国庫支出金につきましては、臨時福祉給付金事業の終了などにより、前年度と比較して、率で1.2%、金額で2,583万230円減収の20億8,096万8,554円となっております。

次に、15款県支出金につきましては、農業人材力強化総合支援事業補助金、障害児入所給付費等負担金などの増加により、前年度と比較して、率で4.0%、金額で5,157万4,816円増収の13億4,210万551円となっております。

次に、21款市債につきましては、市場中学校屋内運動場改築事業の終了に伴う合併特例債などの減少により、前年度と比較して、率にして14.8%、金額で2億2,690万円減収の13億940万円となっております。

続きまして、右側の歳出の主なものについて説明いたしますと、2款総務費につきましては、IP音声告知機整備事業などが終了したことにより、前年度に比較して、率にして12.9%、金額で3億4,450万6,037円減額の23億2,474万4,584円となっております。

次に、6款農林水産業費につきましては、農業人材力強化総合支援事業費などの増加により、前年度に比較して、率にして5.6%、金額で3,610万4,069円増額の6億7,616万2,971円となっております。

次に、9款消防費につきましては、徳島中央広域連合西消防署建設事業に係る負担金の増加により、前年度に比較して、率にして17.9%、金額で1億1,027万7,090円増額の7億2,582万9,303円となっております。

次に、10款教育費につきましては、市場中学校屋内運動場改築事業及び小・中学校空調機器設置事業の終了により、前年度に比較して、率にして13.6%、金額で2億9,695万4,458円減額の18億8,133万5,991円となっております。

また、一般会計における平成30年度末の基金残高は、表の中に記載はしてありませんが、前年度に比較して2,983万6,309円増加し、141億2,945万7,834円となっておりますので、後ほど決算書にてご確認をお願いします。

続きまして、表の下側でございますけれども、平成30年度阿波市特別会計歳入歳出決算表についてご説明いたします。

この表には、国民健康保険特別会計を初め7つの特別会計の決算状況を記載しております。その総額は、歳入決算額が98億5,786万3,003円、歳出決算額は95億6,687万4,226円であり、歳入歳出差し引き額は2億9,098万8,777円となっております。7つの特別会計とも平成31年度への繰越事業はございませんので、翌年度に繰り越しすべき財源は0円であります。よって、実質収支額も歳入歳出差し引き額と同額の2億9,098万8,777円の黒字となっております。

特別会計のうち、決算額の多いものにつきましては、一番上の国民健康保険特別会計の歳入決算額47億539万3,451円、歳出決算額45億6,484万7,015円、歳入歳出差し引き額1億4,054万6,436円となっております。

なお、公有財産や基金を保有しているものにつきましては、一般会計と同様に決算書に掲載しております。

以上、議案第45号から議案第52号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、

ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森本節弘君） 藤野水道課長。

○水道課長（藤野芳大君） 議案第53号について補足説明をさせていただきます。

議案第53号平成30年度阿波市水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度阿波市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出、阿波市長。

決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

(1) 収益的収入及び支出の決算概要でございますが、収入の第1款水道事業収益が決算額6億7,953万279円、支出の第1款水道事業費用が決算額6億2,901万3,774円で、差し引き5,051万6,505円となっております。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出の決算概要でございますが、収入の第1款資本的収入が決算額1億1,907万7,085円、支出の第1款資本的支出が決算額2億5,759万7,597円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,852万512円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,333円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額987万6,973円、過年度損益勘定留保資金9,404万3,090円、当年度損益勘定留保資金3,459万1,116円で補填をしております。

次に、32ページ、33ページの平成31年4月1日現在の平成31年度阿波市水道事業開始貸借対照表について説明をさせていただきます。

32ページ、33ページをお願いいたします。

この平成31年度阿波市水道事業開始貸借対照表は、平成30年度決算に34ページ、35ページの平成31年4月1日現在の平成31年度旧八幡簡易水道事業貸借対照表の資産とその財源内訳である負債資本を加えたものとなっております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 続きまして、議案第54号令和元年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

令和元年度阿波市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,810万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ229億4,860万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。

令和元年9月2日提出、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、6月補正予算後の状況の変化等を踏まえ、緊急的に取り組むべき事業で人事異動に伴う人件費や国県補助事業の確定に伴い措置すべき経費について計上をしております。

まず、5ページをお開きください。

第2表債務負担行為についてであります。

令和2年度の債務負担額として大俣認定こども園新築工事施工監理業務委託料として799万4,000円、同じく令和2年度の債務負担額として大俣認定こども園新築工事として4億8,781万4,000円、令和2年度から令和3年度までの債務負担額として土成中央認定こども園給食調理業務委託料として6,800万円をそれぞれ計上させていただいております。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表地方債補正であります。

今回、追加を計上いたしますのは、衛生債のうち地球温暖化対策事業債として、環境省の所管事業でありますESCO事業実施のため、限度額として6,030万円を計上しております。

次に、農林水産業債につきましては、市場原田地区の水路新設工事等に限度額1,970万円を計上しております。

続いて、商工債、公共施設等整備事業債につきましては、庁舎北側公園整備事業として限度額8,950万円を計上させていただいております。

次に、変更をいたします主なものといたしましては、民生債、認定こども園整備事業債の限度額を8億9,980万円から9億2,830万円に変更するものであります。

地方債補正につきましては、補正前の限度額総額23億9,550万円から1,510万円を増額し、補正後の限度額総額は24億1,060万円としております。

続きまして、歳入歳出予算の詳細につきまして説明をさせていただきます。

まず、歳入についてであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

15款2項国庫補助金1億3,222万9,000円の追加で、主な内訳といたしましては、ESCO事業省エネルギー改修事業として二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金7,560万6,000円や、都市再生整備計画事業、社会資本整備総合交付金としての3,022万2,000円などとなっております。

続いて、14ページ、15ページをお願いいたします。

16款2項県補助金が2,252万8,000円の追加で、ため池ハザードマップ策定のための農業水路等長寿命化防災減災事業補助金2,200万円などであります。

次に、16ページ、17ページ、19款1項基金繰入金9,440万円につきましては、一般廃棄物中間処理施設の周辺対策事業への基金繰入金1,440万円や市場テニスコート改修費、東条グラウンド整備費に伴う教育施設整備基金繰入金8,000万円であります。

続いて、20款1項繰越金につきましては、額が確定いたしましたので3億1,319万8,000円を見込むものでございます。

次に、22款1項市債1億8,460万円につきましては、先ほど地方債補正で説明をさせていただきましたESCO事業のための地球温暖化対策事業債としての6,030万円、庁舎北側公園の整備のため公共施設等整備事業債として8,950万円、大俣認定こども園新築工事のための認定こども園整備事業債として2,850万円を見込むものでございます。

続いて、歳出についてであります。

26ページ、27ページをお願いいたします。

まず、3款3項児童福祉費9,230万2,000円の追加につきましては、主なものといたしまして、来年4月に開園予定の大俣認定こども園新築工事請負費や伊沢認定こども園の備品購入費などであります。

次に、30ページ、31ページ、4款1項保健衛生費1億5,482万4,000円の追加につきましては、主なものといたしまして、歳入の国庫補助金でも説明をさせていた

いただきましたESCO事業省エネルギー改修事業として、阿波図書館並びに土成中央認定こども園の老朽化した空調及び照明設備について省エネルギーのものに取りかえる工事によりまして、光熱費及びCO₂排出量の削減を図るための改修事業費として1億4,713万5,000円を計上しております。

続いて、32ページ、33ページをお願いいたします。

6款2項農地費5,103万3,000円の追加につきましては、主なものとして、歳入での県補助金を活用したため池ハザードマップ作成業務委託料2,968万円や、緊急自然災害防止対策事業債などを活用した市場町原田地区水路改良整備事業費1,049万5,000円などであります。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。

7款1項商工費1億4,707万9,000円の追加につきましては、国の社会資本整備総合交付金都市再生整備計画事業を活用した庁舎北側公園整備事業費として1億3,500万円を計上しております。

続いて、36ページ、37ページをお願いいたします。

8款2項道路橋りょう費1億1,814万4,000円の追加につきましては、道路舗装費などの道路新設改良費として8,480万円や周辺対策事業費1,440万円を計上しております。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

10款6項2目体育施設費8,735万6,000円の追加につきましては、市場テニスコート整備事業費6,435万6,000円や阿波町東条グラウンド整備事業費2,300万円などであります。

そして、46ページ、47ページ、基金費4,941万6,000円につきましては、一般廃棄物中間処理施設対策基金積立金であります。一般廃棄物中間処理施設に対する普通交付税措置が本年度で終了いたしますので、今回の積み立てが最終となります。

次に、50ページ、51ページの調書、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書につきましては、債務負担限度額を定めたものでございます。

最後に、52ページをお願いいたします。

この調書につきましては、6ページの地方債補正の追加変更に基づき調製したものでございます。

表の右下、当該年度末現在高見込み額の合計額は214億551万7,000円となっております。

以上、議案第54号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議案第55号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第55号令和元年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、平成31年度阿波市介護保険特別会計予算は令和元年5月1日以降令和元年度阿波市介護保険特別会計予算とする。

第2条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,446万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,026万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和元年9月2日提出、阿波市長。

歳入歳出予算の事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

6ページ、7ページをおあけください。

まず、歳入の主なものといたしましては、3款国庫支出金が90万3,000円の減額で計10億8,976万8,000円、4款支払基金交付金が375万1,000円の増額で計11億4,323万円、5款県支出金が46万4,000円の減額で計6億1,565万円でございます。

主な理由といたしましては、介護保険給付費交付金の実績額の確定に伴う増額や職員の定期異動に伴う人件費などの調整によるものであります。

次に、9款繰越金が6,206万8,000円の増額とさせていただきます。

こちらにつきましては、平成30年度介護保険特別会計決算に伴う繰越金であります。

以上、歳入における補正額は6,446万9,000円の増額で、補正後の歳入合計額は45億1,026万3,000円としております。

続きまして、8ページ、9ページをおあけください。

歳出につきましては、1款総務費が138万9,000円の増額で計1億4,127万

3,000円に、2款保険給付費が130万4,000円の増額で計41億3,978万1,000円に、5款地域支援事業費が416万5,000円の減額で計1億5,104万1,000円とさせていただきます。

こちらにつきましては、高額医療合算介護サービス費の増加や職員の定期異動に伴う人件費に関する補正であります。

次に、7款諸支出金が6,594万1,000円の増額で計6,815万1,000円とさせていただきます。

こちらにつきましては、平成30年度分の介護保険給付費等の実績額の確定に伴う国や県などへの負担金の返還金でございます。

以上、歳出において補正額の合計は6,446万9,000円の増額で、補正後の歳出合計額は45億1,026万3,000円としております。

以上、議案第55号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森本節弘君） 補足説明の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（森本節弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を求めます。

安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 引き続きまして、議案第56号から議案第59号まで一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第56号阿波市阿波支所の地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、阿波支所北側から改良が進んでおります県道志度山川線が支所敷地内を通り、県の用地買収により道路敷として分筆されるため、現在の阿波市阿波町東原173番地から173番地1に地番が変更になります。そのため7件の関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第57号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、本年10月より消費税が8%から10%に税率が引き上げられることに伴いまして、消費税の課税対象となります各種使用料等につきましては増税分を転嫁させていただきます使用料等の変更を行うもので、関係条例21件の条例について新旧対照表

のとおり改正するものでございます。

続きまして、議案第58号阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、現在政府で進められております働き方改革によりまして、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が来年4月より施行されるため、新たに条例を制定するものであります。

この制度改正は、現在フルタイム臨時職員、パートタイム臨時職員の方並びに嘱託職員の方を会計年度任用職員として、週労働時間38時間45分以上の方をフルタイム会計年度任用職員、週労働時間38時間45分未満の方をパートタイム会計年度任用職員に区分するものであります。

また、現行臨時職員の方は日給時給をもとに、嘱託職員の方は月額で計算し支給している報酬額を正規一般職員の給料表に置きかえ計算するとともに、新たに期末手当を支給するものであります。

続いて、議案第59号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、前号で説明をいたしました会計年度任用職員の導入に伴いまして、関係条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容につきまして、議案概要書に沿って説明をさせていただきます。

第1条、阿波市職員定数条例の一部改正についてであります。会計年度任用職員は職員定数には含まれず、ここでの臨時的任用職員は会計年度任用職とは違い、一般職常勤職員に欠員が生じた場合、その代替えとして任用する職員のことです。その知識能力は一般職、常勤職員と同等の方に限定されますが、その年度のみに限り採用された場合、職員定数に入らないという条例改正であります。

次に、第2条、阿波市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、週38時間45分以上のフルタイム会計年度任用職員は公表の対象とするといった条例改正であります。

続いて、第3条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、現行地方公務員法第22条、条件つき採用及び臨時的任用につきましては、前号議案第58号で説明をいたしました新たに条例を制定いたしますのでこの条から削除し、条件つき採用と表示するため一部改正を行うものであります。

次に、第4条、阿波市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の休職の期間を定めるものであります。

続いて、第5条、阿波市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員を当該条例の対象とする改正であります。

次に、第6条、阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員が育児休業を取得した際の手当に関することや、部分休業している職員の給与の取り扱いについて新たに規定するものであります。

続いて、第7条、阿波市職員の給与に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員の給与については前号の議案第58号の条例で別途定めるため、一部改正を行うものであります。

続いて、第8条、阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の特殊勤務手当につきましても議案第58号の条例で定めるため、一部改正を行うものであります。

続いて、第9条、阿波市職員旅費支給条例の一部改正につきましては、フルタイム会計年度任用職員及び臨時的任用職員については、正規職員と同じく旅費が支給されることとした条例の一部改正であります。

最後に、第10条、阿波市社会教育指導員設置に関する条例の一部改正につきましては、指導員の任期につきましては1年としているところ、任用の日から同日の属する会計年度の末日までに変更する条例の一部改正を行うものであります。

以上、議案第56号から議案第59号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議案第60号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第60号阿波市印鑑登録条例の一部改正について。

阿波市印鑑登録条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出、阿波市長。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令等の一部改正により、本年11月5日から住民票に旧姓の記載が可能となります。これに伴い、印鑑登録原票の登録事項にも旧姓が追加できるよう条例の一部を改正するものでございます。

施行日は、令和元年11月5日でございます。

以上、議案第60号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議案第61号について補足説明をさせていただきます。

議案第61号阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出、阿波市長。

改正内容といたしましては、放課後児童支援員認定資格研修については、都道府県知事が行う研修に加え、指定都市の長が行う研修も対象となります。

施行日につきましては、公布の日といたします。

以上、議案第61号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 矢田教育部長。

○教育部長（矢田正和君） 議案第62号並びに第63号について一括して補足説明をさせていただきます。

議案第62号阿波市体育施設条例の一部改正について。

阿波市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、消費税法等の改正に伴う体育施設使用料金の税率分の引き上げを行うこと、また使用区分の変更としまして使用料金の基準を照明使用の有無により区分することの改正を行うものでございます。

施行日につきましては、令和元年10月1日といたしております。

以上、議案第62号についての補足説明とさせていただきます。

続いて、議案第63号について補足説明をさせていただきます。

議案第63号阿波市立学校施設使用条例の一部改正について。

阿波市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出、阿波市長。

こちらの改正につきましては、消費税法等の改正に伴う学校施設使用料金の税率分の引き上げを行うこと、また使用区分の変更として使用料金の基準を照明使用の有無により区分し、小学校体育館の使用については片面使用の規定を削除することの改正を行うもので

ございます。

施行日につきましては、令和元年10月1日といたしております。

以上で議案第62号及び第63号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 藤野水道課長。

○水道課長（藤野芳大君） 議案第64号について補足説明をさせていただきます。

議案第64号阿波市水道事業給水条例の一部改正について。

阿波市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出、阿波市長。

今回の改正の概要につきましては、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴う条例の一部改正と、水道法等の改正に伴う条例の一部改正でございます。

主な改正内容につきましては、消費税の課税対象となる水道料金等につきまして、消費税法の規定により非課税とされているもの以外は税率10%を展開いたします。なお、水道料金については従来どおり10円未満の端数が生じたときは切り捨てる扱いといたしております。

また、水道法の改正により指定給水装置工事事業者に対する指定の更新制が導入されることに伴い、別表に指定給水装置工事事業者更新手数料を新たに追加いたします。

施行日は、令和元年10月1日としております。

以上、議案第64号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） それでは、報告第4号平成30年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について補足説明をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見をつけて報告をする。

令和元年9月2日提出、阿波市長。

財政健全化法に係る健全化判断比率は、まず実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、全ての会計が黒字決算であることから、赤字の比率はございません。

続いて、実質公債費比率につきましては、7.8%で早期健全化基準の25%の範囲内となっており、対前年比につきましては0.8ポイントの増となっております。

また、将来負担比率につきましては、計算上、将来負担比率がないため、数値はございません。

続いて、公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、全ての公営企業で資金不足額が生じていないことから、こちらにつきましても数値はございません。

以上、報告第4号の補足説明とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） これで補足説明が終わりました。

ここで、議案第45号平成30年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第53号平成30年度阿波市水道事業会計決算認定についての決算認定9件と報告第4号平成30年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について、代表監査委員の報告を求めます。

上原代表監査委員。

○代表監査委員（上原正一君） 代表監査委員の上原でございます。

決算審査報告を行います。

平成30年度一般会計、特別会計、水道会計及び財政健全化法に係ります各比率につきまして審査を行いました。

結果、会計及び決算処理は正確に実施をされております。また、諸帳簿等、証憑書類につきましても、適正かつ確実に整理をされておりました。

財政健全化法に係ります各比率につきましては、各比率とも健全化基準の範囲内でありまして、財政が健全であることを示唆しております。結果といたしまして、現在のところ阿波市の財政運営は、市民の期待に沿うよう健全に推移をしております。

内容につきましては、お手元の議案書の中に、我々委員から意見提示をしておりますので、ごらんをいただいたらと思います。

以上でございます。

○議長（森本節弘君） 以上で報告が終わりました。

ただいま議題となっております議案中、議案第45号平成30年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長により指名をいたします。

委員に、檜原賢二君、檜原伸君、川人敏男君、笠井一司君、中野厚志君、藤本功男君、坂東重夫君、武澤豪君、以上の8人の指名をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

選任された委員におかれましては、本日委員会を開催の上、正副委員長を決定していただきますようお願いいたします。選任されました8人の委員の皆様は議長室へお集まりください。

暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（森本節弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長に川人敏男君、副委員長に笠井一司君が選任されましたので、ご報告を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、11日午前10時から代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時31分 散会